

# いじめ防止対策推進法

(平成25年6月28日公布)

(平成25年9月28日施行)

- \* 第13条：学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定すること。
- \* 第22条：学校は、「いじめ防止対策のための組織」を置くこと。

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
  - ・従来  
「心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」
  - ・第2条では  
↓  
心理的・物理的な影響を与える行為      心身の苦痛  
(インターネットを通じて行われるものを含む)
- 第3条（基本理念）
- 第4条（いじめの禁止） 「児童等は、いじめを行ってはならない」
- 第5条（国の責務）
- 第6条（地方公共団体の責務）
- 第7条（学校設置者の責務）
- 第8条（学校・教職員の責務）・・・「適切かつ迅速に対処する責務を有する」
- 第9条（保護者の責務）
- 第10条（財政上の措置）
- 第11条（国いじめ防止基本方針）
- 第12条（地方いじめ防止基本方針）
- 第13条（学校いじめ防止基本方針）
- 第14条（いじめ問題対策連絡協議会）の設置
- 第15条（学校におけるいじめの防止）
  - ・「すべての教育活動を通じた道徳教育・体験活動等の充実させなければならない」
- 第16条（いじめの早期発見のための措置）
  - ・「定期的な調査その他必要な措置を講ずる」「相談体制の整備」
- 第17条（関係諸機関との連携）
- 第18条（人材確保・資質の向上）・・・計画的な研修の実施
- 第19条（インターネットを通じて行われるいじめ対策）
  - ・「保護者への啓発」「法務局の協力を求めることができる」
- 第20条（防止対策の調査研究の推進）
- 第21条（啓発活動）・・・ホームページの活用
- 第22条（対策組織を校内に位置づける）
  - ・心理相談員（スクールカウンセラー）と社会福祉士（ソーシャルワーカー）の活用
- 第23条（いじめに対する措置）
  - ・「保護者は、学校へ通報すること」
  - ・「いじめを受けた子どもを教室以外で学習をさせる」
  - ・「いじめが犯罪行為と認めるときは、直ちに警察に通報し、援助を求める」
- 第24条（学校設置者の措置）
- 第25条（校長及び教員による懲戒）・・・学教法11条に基づき対処（懲戒を加える）
- 第26条（出席停止）・・・市教委は学教法35条に基づき命ずる。
- 第27条（学校相互間の連携）
- 第28条（学校設置者の対処）
- 第29条（国立大学に付随して設置される学校に係る対処）
- 第30条（公立学校に係る対処）
- 第31条（私立学校に係る対処）
- 第32条（学校設置会社に係る対処）
- 第33条（文部科学大臣、都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）
- 第34条（学校評価における留意事項）
- 第35条（高等専門学校における措置）

# 南部小 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止対策の基本事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年9月28日施行「いじめ防止推進法」より）

### (2) 教職員の意識

- ①「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」を常に意識する。
- ②「迅速・誠実・丁寧」に「報告・連絡・相談」を、お互いに確認し合う。
- ③被害者への支援、加害者への指導はもちろん、「傍観者」や「観衆者」が、「仲裁者」になるよう、指導・助言・監督に努める。

### (3) 推進事項

- ・いじめ・不登校対策委員会を機能的に運用する。
- ・「未然防止」・「早期発見」・「早期対応」のPDCAサイクルを構築する。
- ・いじめアンケートを実施し、確実に対応し、継続観察をする。
- ・いじめ問題の対応について、地域・保護者に発信する。
- ・いじめ防止啓発活動を推進する。

### (4) 未然防止の基本

- ・安心・安全な学校づくりに努める。
- ・規律正しい態度で学校生活を送れる学校づくりに努める。
- ・自尊感情、自己有用感が芽生える学校づくりに努める。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」に努める。
- ・すべての児童が参加・活躍できる、わかる授業づくりに努める。

### (5) 早期発見の基本

- ・ささいな変化に気づくこと → 「高いアンテナと、深いソナー」をもつ
- ・情報を確実に共有すること → 「報告・連絡・相談・確認」の徹底
- ・協働連携して対応すること → 複数の目で、子どもを見守る

## (6) 早期対応の基本（重大事態含む）

### ① いじめの発見（発覚）

いじめの行為が、いつ、誰から、どのような態様であったか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

### ② 調査・聞き取り

いじめられた児童から十分に聴取するとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先した調査実施に留意する。

### ③ 調査結果

調査結果は、校内組織で共有するだけでなく、市教育委員会へ報告し、以後の対応策について協議するとともに、該当保護者への説明責任を果たす。

### ④ 関係諸機関と連携した対応

事案の緊急性・重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、弾力的な対応について市教育委員会と検討する。

### ⑤ 事後対応

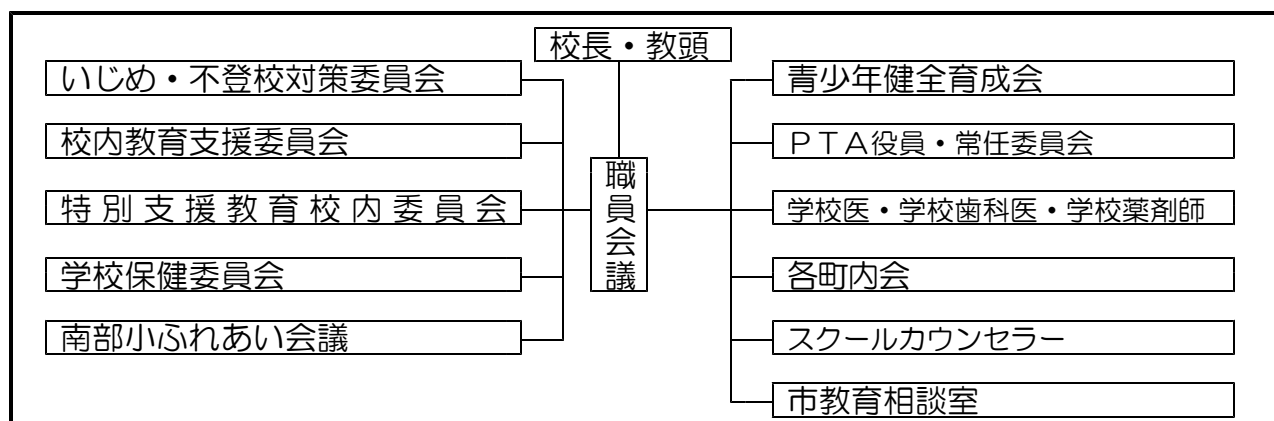
「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等についての指導を再確認し、「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」に向けて取り組んでいけるように指導する。

## 2 いじめの防止策の組織と指導事項

### (1) 方針の重点

- ① 教育活動全体の場を通して、明るくあいさつ・元気な返事など心豊かな人間の資質としての基本的生活習慣の定着を図り、心の居場所づくりと絆づくりに努める。
- ② いじめ・不登校等の問題行動の早期発見に努め、家庭・地域・関係機関等との連携を密にした治療的予防に努める。

### (2) 組織



- ・「いじめ・不登校対策委員会」は、対策について意思決定を行い、全ての教員が同一歩調でいじめ等の問題に取り組むための指導的役割を果たす。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」の構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等、いじめ等の問題に関する措置を実効的に行う関係者とする。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」は、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となり、以下の役割を担う。

ア	いじめの相談・通報の窓口
イ	いじめに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有
ウ	いじめの疑いに係る情報があった際の組織的な対応
エ	いじめ事案の事実関係を調査する母体

### (3) 一年間を見通した取り組み

	一斉取り組み事項	未然防止策	早期発見策	保護者・地域等との連携
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の情報収集・共有</li> <li>・いじめ・不登校対策委員会</li> <li>・教育相談活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会等での校長講話</li> <li>・道徳教育の充実</li> <li>・分かる授業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼名による健康観察</li> <li>・日常の相談活動</li> <li>・通学団の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通当番・見守り隊の登下校指導</li> <li>・あいさつ運動</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年・学級開き</li> <li>・保健指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA総会・学級保護会での基本方針の周知</li> <li>・家庭訪問</li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団活動の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会への協力・参観</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラル指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区健全育成会</li> <li>・学校評価委員会</li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい会議</li> <li>・学校保健委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学団集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別懇談会</li> </ul>
8月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA街頭指導</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> </ul>	
10月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・サイバー犯罪防止講話</li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区健全育成会</li> <li>・学校評価委員会</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート</li> <li>・通学団集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別懇談会</li> <li>・かっぱまつり</li> </ul>
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい会議</li> <li>・学校保健委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体測定</li> </ul>	
2月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・感謝の会</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生を送る会</li> </ul>		

### 3 重大事態の対応について

#### (1) 重大事態とは

- ・いじめにより、「生命・心身・財産に重大な被害」が生じた場合。
- ・いじめにより、相当期間、学校を欠席した場合。（年間30日程度）

#### (2) 対応図

